

妊 娠 を考えるなら...

# 風しん

の予防接種を受けましょう

予防接種費用を全額助成

丸森町では、生まれてくる赤ちゃんを 先天性風しん症候群 から守るために、予防接種が必要と判断された方に、ワクチン（任意）予防接種費用を全額助成します。

( ) 先天性風しん症候群

免疫のない女性が、妊娠初期に風しんウイルスに感染すると、生まれてくる赤ちゃんに、難聴、心疾患、白内障などが起こる可能性があります。

令和6年度  
実施期間  
令和7年  
3月31日まで

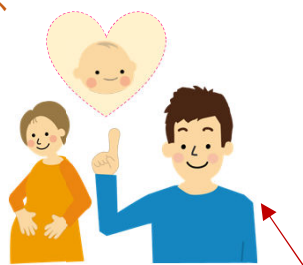


対 象

いずれも19歳未満は対象外

  
婚姻して妊娠を希望  
する女性(49歳以下)

その配偶者  
及び同居親族

  
妊婦の配偶者及び同居  
親族 妊婦の方は対象外

## 風しんの予防接種

助  
成  
内  
容

上記対象 の方は1人1回のみ = **全額助成**

助成期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（申請及び請求締切日）まで  
接種後すみやかに申請してください。

助成の対象となるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日  
までの間に行った、麻しん風しん混合（MR）ワクチン または  
風しんワクチン の予防接種費用に限ります。

以下、ご注意ください。

- （注1）上記対象者のうち、風しんの抗体検査で抗体価が低い方が風しん予防接種の対象となり、助成対象になります。（抗体検査の費用は助成対象外です）
- （注2）過去に、風しんにかかったことのある方や予防接種を受けた方は対象外です。
- （注3）昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、すでに送付されている無料クーポン券をご利用ください。（ご利用は今年度が最終年度です）
- （注4）妊娠中の方は、予防接種を受けることはできません。
- （注5）ワクチン接種後2か月程度は、避妊が必要です。
- （注6）令和6年3月31日以前の接種は助成対象外です。

～接種及び助成手続きや実施医療機関等は裏面をご覧ください～

## 助成方法

償還払い（医療機関に接種費用を一旦お支払いいただいた後、町より返還します）

### 予防接種予約から助成（支払）までの流れ

- （１）予約 接種を希望する方は、事前に実施医療機関へ予約をしてください。
- （２）接種 健康保険証をご持参の上、医療機関で予防接種を受け、窓口で接種費用を全額お支払いください。
  - ・最初に風しん抗体検査を受けてください。（抗体検査費用は助成対象外）
  - ・抗体検査の結果、風しん抗体価の低い方が風しん予防接種の対象です。
- （３）請求 必要書類を添えて、丸森町保健福祉課保健予防班に申請してください。
  - ・丸森町任意予防接種費用助成申請（請求）書（様式第1号）
  - ・領収書の原本（予防接種の費用、ワクチンの種類を確認します）
  - ・通帳（振込先、口座名義人を確認します）
  - ・印鑑（シャチハタ以外）
  - ・母子健康手帳（配偶者等が接種する場合に必要となります）
- （４）支払 助成決定後、接種費用の全額を指定口座に振り込みます。（約1か月）

### 丸森町内で接種できる医療機関（あいうえお順）

医療機関名	住所	電話番号
丸森病院	丸森町字鳥屋27	0224-72-2131
三澤医院	丸森町字大館3丁目110	0224-72-1166
山本医院	丸森町字町西62-1	0224-72-1351

丸森町以外の医療機関でも接種可能です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

### 予防接種による健康被害救済制度

風しんワクチンは任意予防接種です。そのため健康被害等が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象になります。

#### 【救済制度の窓口】

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付日・時間：月～金（9時～17時、年末年始を除く）

（ ）任意予防接種は、予防接種法に定められていない予防接種です。



### 風しんを予防するには

風しんウイルスは、風しんにかかった人の咳やくしゃみなどで、ほかの人にうつります。手洗いやうがいをする、咳が出るときはマスクをつけるなど日頃から心がけましょう。

～ ご不明な点は、下記までお問い合わせください。～

丸森町 保健福祉課 保健予防班

0224-72-3019